○総務省告示第三百十七号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、新潟県長岡市と見附市との境界を次のとおり変更する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十七年九月二十五日

総務大臣　山本　早苗

長岡市に編入する区域

見附市上新田町字添嶋三五二〇の一、三五二〇の二、三五二〇の四、三五二〇の五、三五二一、三五二三、三五二四、三五二五の三、三五二五の四、三五二六の三

見附市に編入する区域

長岡市大曲戸新田字川原五七一の二三、字向川原五五七の八、五五七の九、五五七の一〇の一部、五五七の一八、五五七の一九

○財務省告示第三百七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十七年八月十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年九月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十回	十八億円	百円十七銭
〃	第十二回	三億円	百円二十五銭
〃	〃	十四億円	百円三十銭
〃	第十三回	二億円	九十九円九十九銭
〃	〃	二億円	百円五銭
〃	〃	十八億円	百円
〃	第十四回	五億円	百円十五銭
〃	第十六回	五十五億円	百円五銭
〃	第十八回	二十一億円	百円五銭
〃	第二十二回	十億円	百一円九十八銭
〃	〃	五億円	百二円
〃	第二十三回	三億円	百一円七十銭

○法務省告示第四百九十一号

千葉市花見川区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年九月二十五日

法務大臣　上川　陽子

千葉県千葉郡検見川町検見川百五十一番地

秋本傳次郎

○外務省告示第三百十号

モンテネグロ政府は、平成六年六月十七日にウィーンで作成された「原子力の安全に関する条約」の加入書を平成二十七年四月二十三日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十七年七月二十二日にモンテネグロについて効力を生じた。

（平成二十七年六月二十三日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十七年九月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

〃	第二十四回	十三億円	百二円三銭			
〃	〃	七億円	百二円二十銭			
〃	第二十五回	二億円	百一円十銭			
〃	第二十六回	二億円	百円七十銭			
〃	第三十七回	一億円	百円四十五銭			
〃	第三十八回	三十四億円	百一円八十銭			
〃	〃	三十億円	百一円八十五銭			
〃	〃	十八億円	百一円八十八銭			
〃	〃	三十四億円	百一円九十銭			
〃	第三十九回	三億円	百三円七十銭			
〃	〃	七億円	百三円八十五銭			
〃	第四十回	十二億円	百四円二十五銭			
〃	〃	六億円	百四円四十銭			
〃	第四十一回	二十八億円	百三円八十銭			
〃	第四十二回	十億円	百三円三十銭			
〃	〃	十億円	百三円三十六銭			
〃	第四十三回	十億円	百三円八銭			
〃	第四十四回	十億円	百三円六十八銭			
〃	〃	五十億円	百三円七十五銭			
〃	第四十七回	十億円	百三円六十二銭			
〃	〃	十億円	百三円六十三銭			
〃	〃	十億円	百三円六十四銭			
〃	第四十八回	五十億円	百六円五十銭			
〃	〃	二十億円	百六円五十五銭			
〃	〃	二十億円	百六円五十七銭			
〃	〃	二十億円	百六円五十九銭			
〃	〃	二十億円	百六円六十一銭			
合計	〃	六百三億円	／			